

6月号



おおもり 青色便り

No.0653

一般社団法人 大森青色申告会

令和 2. 6. 1

条件付き対面でのご相談を再開します！！

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として緊急事態宣言の発令以後、対面での対応を自粛させていただいておりましたが、下記条件付きでご相談を再開いたします(予定)。

ご相談をご希望される会員の方は、下記の条件1～6と相談対応スケジュールを必ずご確認ください、ご予約をお願いいたします。但し、国が発令する自粛要請等があった場合は対応を変更させていただく場合がございます。

なお、不要不急の用件やご相談の事前予約無くご来所いただきますと、3密を作る要因となってしまいます、ご自身の健康安全のためにも、ご遠慮いただきますよう重ねてお願いいたします。

会員の皆様には大変にご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策～ご相談をお受けする場合の条件～

- 1) 対面でのご相談は当面の間、完全予約制にて承ります。
- 2) お受けする相談内容を週ごとに決めさせていただき3密の状態にならないよう対応させていただきます。
- 3) ご相談は、お1人1日1回、30分～最長1時間程度とさせていただきます。
※ご相談の内容により異なります。
- 4) ご来所は、可能な限り事業主又は経理担当者の方1名でお願いいたします。
- 5) 令和1年(平成31年)分の所得税及び復興特別税の確定申告書作成・消費税の確定申告書作成に関するご相談につきましては、当会对応の期間を過ぎておりますので、ご予約をいただきましても承ることはできません。管轄税務署にて対応をお願いいたします。
- 6) ご来所時には、マスクの着用と相談前に石鹸による手洗をお願いいたします。
※マスクの着用のない方や体調不良が分かる方、咳込みの激しい方のご相談受付はお断りいたします。

対面でのご相談対応スケジュール

① 弥生会計ソフト等の年度更新作業

対応期間：令和2年6月8日(月)～同年6月12日(金)

予約時間：午前9時～11時 午後1時～3時 お1人30分程度

ご予約開始：令和2年6月2日(火) 午前10時よりお電話にて受付を開始します。

※ご予約の際、必ずご相談内容をお伝えください。

※USB(フラッシュ)メモリーを必ずご持参ください。

※記帳相談ではありませんので、記帳内容確認等、会計ソフトのノートPC入力確認等のご相談はこの期間にはお受けできません。

裏面へつづく

行事開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため下記の行事開催は中止とさせていただきます。

- ① 青色ドック ② 集合による新規入会者説明会 ③ ワンコインTシャツ販売



Information



＝第9回 定時総会開催のご案内＝

一般社団法人大森青色申告会定時総会を下記日程で開催いたしますのでご案内申し上げます。
令和2年7月初旬頃には、正会員の方全員に往復はがきにて出席確認を行いますので、7月20日(金)までに必ずご返信くださいますようお願い申し上げます。

〈記〉

日 時：令和2年8月24日(月)
午後3時～ (受付2時30分～)
会 場：大田文化の森 多目的室(予定)
内 容：議事 議事録署名人に関する件
令和元年度事業報告(案)承認の件
令和元年度収支報告(案)
監査報告承認の件
労働保険監査報告承認の件
労働保険事務組合事務処理規約変更に関する件
理事・監事選任(案)に関する件
報告 令和2年度事業計画
令和2年度収支予算

新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、懇親会
は行わないこととなりました。
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



当体会費 口座振替日のお知らせ

7月6日(月)は当体会費の第2期引落日です。
ご指定の引落口座の残高のご確認をお願いいたします。



一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL : 03 (3771) 8859
FAX : 03 (3773) 6388
Eメール : aoiro-o@nifty.com
URL : <https://www.oomori-aoiro.org>



＝対面でのご相談対応スケジュール＝

- ② 給与所得の源泉所得税及び復興税の中間納付のご相談
対応期間：令和2年6月15日(月)～同年7月10日(金)
※土日祭日を除く
予約時間：午前9時～11時 午後1時～3時
お1人30～45分程度
予 約 制：予約受付開始は令和2年6月8日(月)
午前10時よりお電話にて受付を開始します。
※ご予約の際は、必ずご相談内容をお伝えください。
ご持参いただくもの：
①令和2年分 給与所得に対する源泉徴収簿、
②令和2年分 給与所得者の扶養控除(異動)申告書
※上記①、②は必ずご相談前に必要事項をご記入
いただきご持参ください。
必要事項未記入の場合は、ご相談をお受けで
きません。
※書類がお手元に無い場合は当会HPよりダウンロ
ードしていただくか事務局にご用意がございま
すのでご来所いただければお渡しいたします。
③源泉所得税及び復興税の納付書
④令和1年(平成31年)分の上記①、②、③の控え
※今年度初めて(令和2年1月以降に給与支払い
を開始された方)は除きます。

【ご来所時のご注意】

- ★この期間のご予約は、給与所得の源泉所得税及び復興税の中間納付のみのご相談対応とさせていただきます。ご相談対応以外のご相談はお受けできません。
- ★ご持参をお願いいたしました①、②書類の代用として、給与支払明細やアプリ(各ソフト)による集計用紙をご持参いただいても必要用紙への転記をお願いいたしますので、必ずご相談前までに必要書類へのご記入をお済ませになりご来所ください。なお、予約時間内にご記入(転記)いただくことは可能ですが、ご記入時間に対するご相談時間の延長はいたしません。
- ★新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、完全予約制での対応とさせていただきます。
- ★対応期間を過ぎてのご相談はお受けできませんので、期間を過ぎてのご相談は管轄税務署にての対応をお願いいたします。

無料法律・保険相談
のお知らせ
新型コロナウイルス感染
防止対策として当面の間、
休止とさせていただきます。
但し、緊急を要するご相談
につきましては電話での
対応が可能ですのでご希望
の会員の方はご連絡くださ
い。